

師岡小学校いじめ防止基本方針

1 いじめ防止に向けた学校の考え方

○いじめの定義

「いじめ」とは、「児童生徒に対して、当該児童生徒が在籍する学校に在籍している等当該児童生徒と一定の人的関係にある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているもの」をいう。

≪「いじめ防止対策推進法」第1章／第2条(定義)≫

○いじめ防止等に向けての基本理念

いじめは、いじめを受けた児童生徒の基本的人権の多くを著しく侵害し、その心の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を及ぼし、いじめを受けた児童の心に長く深く傷を残すものである。本校では、いじめは特定の児童の問題ではなく、どのクラスにも、どの児童にも起こりうるものである、という認識のもと、学校教育目標『きらり 笑顔あふれる もろおかっこ』を掲げ、児童の心に寄り添い、「だれもが」「安心して」「豊かに」過ごせる学校を目指す。そのために、いじめの防止、いじめの早期発見及びいじめへの対処に学校全体で取り組んでいくための基本となる方向性について、次のように示す。

- ・児童自身が自分を大切にすることを育む
- ・いじめを「しない」・「させない」・「見逃さない」環境づくり
- ・多様性の受容や共感的な関わりができる心を育む
- ・教職員は、児童の心に寄り添う力を向上させ、児童との対話の機会の確保、居場所づくり等、必要な取組を行う

2 「学校いじめ防止対策委員会」の設置

○委員会の構成

学校いじめ防止委員会の責任者は校長とし、管理職、児童支援専任、いじめ防止対策委員会担当各学年1名、養護教諭、特別支援コーディネーターを基本とする。また、必要に応じてSCやSSWにいじめの認知の視点や、いじめを受けた児童の回復状況の確認や支援について助言を求める。場合によっては、区役所や児童相談所等と連携し、多面的な視点から支援を実施する。

個々のいじめの対応等に当たっては組織の構成は適宜柔軟に行う。また、いじめ重大事態について、学校が主体となって調査を行う場合には、いじめ防止対策委員会に弁護士等の第三者が関与して調査に当たる。

○運営

定例会議は、毎月末に定期的で開催する。学校としての対応方針を組織的に決定するとともに、いじめの解消を含めたその後の対応状況の確認を行う。校長の責任の下、学校いじめ防止対策委員会の会議録を作成・保管するとともに、毎月、教育委員会事務局にいじめ認知報告書により報告する。また、いじめの疑いを把握し速やかに対応する場合は、臨時でいじめ防止対策委員会を設ける。迅速かつ機動的に対応するため、

臨時委員会の構成員は柔軟に構成する。

○活動内容

学校いじめ防止対策委員会は、学校いじめ防止基本方針や年間計画に基づき、いじめの防止等に係る様々な取組を実行するとともに、その検証を担う。また、いじめの防止等に係る学校の窓口として、地域、保護者、関係機関等との連絡を担う。

<未然防止>

- ・いじめ未然防止のため、いじめが起きにくい、いじめを許さない環境づくり
 - いじめは絶対にゆるされない、というメッセージを授業や朝会で伝える
 - 普段の授業から、自分の思いや考えを伝え合いやすい学級風土をつくる
 - 教職員は、授業の時間だけでなく、休み時間等、様々な場面で積極的に関わり、児童の様子を多面的にとらえたり、信頼関係を構築したりするようにする
 - 朝の心の健康観察(スタディーナビ)を行い、児童の心の声を聴く
- ・学校いじめ防止対策委員会の存在及び活動を、児童、保護者、地域(学校運営協議会)に周知

<事案対処>

- ・いじめ(疑いを含む)を察知した場合や、いじめの訴えがあった場合は、情報の迅速な共有、聞き取り調査等による事実関係の把握、時系列に沿った適切な記録と情報共有
- ・いじめが解消に至るまでいじめを受けた児童の支援を継続するため、支援内容、情報共有、教職員の役割分担等を含む対処方法を決定し実行
- ・いじめを受けた児童及び保護者への支援、関係児童への指導・支援及びその保護者への助言等、いじめが起きた集団への働きかけ等を組織的に実施
- ・いじめの背景にも目を向けた関係機関との連携や、事案に応じた警察への相談や通報

<取組の検証>

- ・学校いじめ防止基本方針に基づく年間計画の作成、実行、検証、修正、いじめ防止等に係る校内研修の企画と計画的な実施
- ・学校いじめ防止基本方針が学校の実情に即して適切に機能しているかについての点検と、学校いじめ防止基本方針の見直し(年に1回以上)

3 学校教育活動全体と連動しいじめの防止等の取組の年間計画

(アンケートや面談等の取組、校内研修、教育相談に関すること等を含む)

月	早期発見のための取組	未然防止のための取組
4	いじめ防止対策委員会の設置 学校いじめ防止基本計画の確認	児童の情報引継ぎ いじめ継続認知の情報の共有 横浜プログラム研修 (Y-P 学級開き、SOS の出し方) 横浜プログラム実施(Y-P 学級開き)
5	いじめ早期発見のための生活アンケート (記名式アンケート)	児童理解研修①
Y-P アセスメント(1回目) Y-P 支援検討会(1回目) 運営委員会でいじめ起こさない環境にするための今年度の取組話し合い		
6	こども面談 1回目	
7		人権研修 横浜プログラム実施(Y-P SOS の出し方) 樽町中ブロック「横浜子ども会議」
8・9		港北区交流会「横浜子ども会議」
10		
11		Y-P アセスメント(2 回目) →分析し、学級経営方針を見直す Y-P 支援検討会(2回目) スマホ・インターネットの安全な使い方教室 (高学年)
12	いじめ解決一斉キャンペーン実施 (無記名式アンケート) こども面談 2回目	人権週間 横浜プログラム実施(Y-P 人権)
1 2	学校いじめ防止基本方針の見直し	学級編成
3	年間の振り返り、新年度への引継ぎ	学級編成

☆年間を通じて未然防止の取組として、**あいさつ運動**、なかよしペア活動を行う。

※学校運営協議会で議題にする…6月、10月、2月

4 基本的な対応方針

○いじめの未然防止・早期発見

- ・人権教育・道徳教育の推進
 - ・「子どもの社会的スキル横浜プログラム」の活用
 - ・いじめを見逃さない教職員の体制作り(チーム学年経営、教科担任制の充実、情報共有の推進)
 - ・いじめ早期発見のための生活アンケート、いじめ解決一斉キャンペーンの実施
 - ・こども面談の実施(年2回)
 - ・スタナビによる心身面を含む、毎朝の健康観察の実施
 - ・インターネットを通じたいじめに対する啓発及び情報モラル教育の推進
 - ・保護者、地域、関係機関との連携
- 登下校中の見守りや声かけ等発信

○事案の対処

- ・組織的な対応の徹底(いじめ防止対策委員会での情報共有、方針決定、いじめ対応情報管理システムを活用した記録)
- ・いじめを受けた児童及び保護者への支援、関係児童及び保護者への指導・支援と再発防止策の実施
- ・いじめが解消(※)に至るまでの支援内容や教職員の役割分担
- ・保護者との連携、協力
- ・警察署等関係機関、専門機関との連携
- ・いじめが起きた集団への働きかけによる、いじめを「しない」「させない」「見逃さない」安心できる集団づくりのための指導

(※)いじめの解消は、少なくとも次の2つの要件が満たされている必要がある

- ①いじめの行為が少なくとも3カ月(目安)止んでいること
- ②いじめを受けた児童が心身の苦痛を感じていないこと

5 重大事態への対処

○重大事態の定義

いじめ防止対策推進法第28条第1項においては、いじめの重大事態の定義は「いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき」(同項第1号)、「いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき」(同項第2号)とされている。

○発生の報告

学校は、重大事態が発生した場合(疑いを含む)は、直ちに教育委員会に報告する。

○調査の進め方と結果の提供及び報告

学校主体調査は概ね3カ月以内に終わることを目指し、調査によって明らかになったいじめの事実関係について児童及び保護者に説明のうえ、教育委員会に報告する。

6 いじめ防止対策の点検・見直し

学校は、いじめに対応する組織体制や対応の流れについて、少なくとも年1回点検を行い、必要に応じて組織や取組等の見直しを行う。その際に、教職員、児童の意見を聴き取り入れる。

策定日 平成 26年2月7日
(平成29年3月20日改訂)
(平成30年2月 9日改訂)
(平成31年3月20日改訂)
(令和2年3月20日改訂)
(令和3年2月 2日改訂)
(令和4年3月10日改訂)
(令和5年3月 6日改訂)
(令和6年3月29日改訂)
(令和7年3月 3日改訂)
(令和8年2月27日改訂)